

大野城市教育委員会共催等に関する要綱

平成31年3月28日

教委要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催、後援又は賞状の交付（以下「共催等」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 共催 個人又は団体が主催する事業について、教育委員会が事業の企画又は運営に参加し、共同して責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援 個人又は団体が主催する事業について、教育委員会が事業の趣旨や内容に賛同し、その開催に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
- (3) 賞状の交付 共催又は後援を行う事業において、優秀な成績を収めた者又は団体に対し、教育委員会又は教育長の名義を付して賞状を交付することをいう。

(対象団体等)

第3条 教育委員会が共催等を承認する事業を行う者は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教団体及び政治団体その他これらに類する団体を除く。）
- (3) 年間を通じて教育、スポーツ、芸術文化等の振興、福祉の推進、市の活性化等に寄与していることが社会的に認知されている団体
- (4) その他次の要件のいずれをも満たす者（個人の場合は、イを除く。）
 - ア 主宰する者の存在及び所在地が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、組織及びその運営方法が確立されていること。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規

定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団と密接な関係を有する団体又は暴力団員が役員となっている団体のいずれにも該当又は所属せず、かつ、これらの利益につながる事業を実施するおそれのないこと。

（承認の基準）

第4条 教育委員会は、前条各号に掲げる個人又は団体等が行う、教育、スポーツ、芸術文化等の振興、福祉の推進、市の活性化等に寄与する事業であって、次の各号に掲げる事項の全てに該当すると判断されるものについて、共催等を承認することができるものとする。

- （1） 原則として、市内若しくはこれに隣接する地域で、広く市民を対象に開催される事業又は市の活性化等に寄与するものと認められる事業であること。
- （2） 専ら営利を目的とせず、参加費等を徴収する場合にあっては、その額が事業の規模及び目的に応じた適正な額であること。
- （3） 特定の政党その他の政治的団体若しくは宗教を支持し、又はこれに反対する活動でないこと。
- （4） 政治的な立場又は特定の主義主張に立脚しておらず、かつ、教育委員会が共催等を承認することにより行政の中立性を損なうおそれがないこと。
- （5） 団体の宣伝又は会員の勧誘を目的としないこと。
- （6） 公序良俗に反しないことその他社会的非難を受けるおそれがないこと。
- （7） 申請者又は事業が過去に第8条第1項の規定により、共催等の承認を取り消されたときは、当該取消の日から3年を経過していること。
- （8） その他教育行政の運営に支障を来さないものであること。

（申請）

第5条 共催等の承認を受けようとする者は、大野城市教育委員会共催等申請書（様式第1号）に、必要に応じ次に掲げる書類を添付して、開催日（事業への参加者等を募集する場合は、募集を開始する日）の1月前（以下「申請期限」という。）までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、教育委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、申請期限を過ぎても申請することができるものとする。

- （1） 事業計画書、その他の事業概要が分かる書類
- （2） 事業の収支予算書（参加費等を徴収する場合に限る。）
- （3） 団体の規約、会則その他これに類するもの

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(決定及び通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請がなされたときは、その内容を審査し、共催等の承認の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により可否を決定する場合においては、必要に応じて関係課へ意見を求めるものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により決定をする場合（承認を可とするときに限る。）においては、必要な条件を付することができる。

4 教育委員会は、第1項の規定により決定をしたときは、大野城市教育委員会共催等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第7条 前条第1項の規定により共催等の承認の決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）は、事業内容を変更するとき又は事業を中止するときは、速やかに大野城市教育委員会共催等事業変更・中止届（様式第3号）により、教育委員会に届け出なければならない。

(取消し)

第8条 教育委員会は、決定者について、第4条に掲げる基準に該当しないと判明したとき、第5条の規定による申請又は前条の規定による変更の届出の内容に虚偽が判明したとき、第6条第3項の規定により付した条件に違反したときその他教育委員会が不相当と認めるときは、当該決定者に係る共催等の承認を取り消し、大野城市共催等取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項に規定する取消しによって生じた損害について、教育委員会はその責めを負わない。

(報告)

第9条 決定者は、事業終了後3月以内に、大野城市教育委員会共催等事業報告書（様式第5号）、その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出し、事業の報告を行わなければならない。

2 教育委員会は、決定者が正当な理由なく前項の規定による報告を行わなかったときは、当該決定者に対し、新たな共催等の承認を行わないものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。